

申請が必要な方向け

定額減税補足給付金（不足額給付2）のお知らせ

定額減税補足給付金(不足額給付金)とは、以下の事情により、令和6年に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付金)の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。

税制度上「扶養親族等」から外れてしまう方のうち、個別に書類の提出(申請)により、給付要件を確認後、給付する必要がある方に対して、1人当たり最大4万円(※)を支給いたします。(※令和6年1月1日時点で海外居住者の場合や扶養状況等により、支給金額が変動いたします。)

今回実施する給付金は、令和7年1月1日時点で寒川町の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。次の手順に沿って手続きしてください。

1

支給対象者は、以下のいずれにも当てはまる方です。ご確認ください。

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の方
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額48万円を超えている方
- ・低所得世帯支援給付金(令和5年度非課税給付等や令和6年度非課税化給付等)対象世帯の世帯主または世帯員に該当していない方
- ・上記のほか、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合(※)
(※詳しくはホームページをご参照ください)

2

【定額減税補足給付金(不足額給付金)申請書】の内容を確認後、必要事項を記入し、必要書類(※)と併せて、担当窓口へ直接または郵送にてご提出ください。
(締切日：令和7年10月31日)

※必要書類とは

- ・振込口座確認書類として、通帳やキャッシュカードの写し
- ・本人確認書類として、マイナンバーカードや運転免許証等の写し
- ・申請者の令和6年分源泉徴収票又は令和6年分確定申告書の控え

<青色事業専従者・事業専従者(白色)の方>

(事業主の)令和5年分と令和6年分確定申告書の控え、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書

<令和6年中に寒川町へ転入された方>

・申請者の世帯全員の令和5年度と令和6年度の個人住民税分控除不足額等がわかる資料(令和5年度分・令和6年度分個人住民税の納税通書、特別徴収税額通知書または、(非)課税証明書)をご用意ください。)

・定額減税補足給付金(当初調整給付金)の対象者の場合は、支給確認書、支給決定通知書の写し

対象者に支給

- ・指定された口座に振り込まれます
- ・振込予定日は決定し次第、ハガキでお知らせします



本給付金に関するお問い合わせはこちら

担当窓口

寒川町
健康福祉部 福祉課 給付金窓口

〒253-0196 寒川町宮山165番地
電話 0467-74-1111 FAX 0467-74-5613
Mail fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp



給付金を装った詐欺に注意！

個人情報、通帳やキャッシュカード、暗証番号の搾取に注意！

町が給付金の振込のため、ATM操作をお願いすることや手数料を求めることはありません。

ご自宅や職場などに町などをかたった不審な電話や郵便、メールが届いたら最寄りの警察署までご連絡ください。